

海上保安庁 外国出張者向け 海外旅行保険のご案内

—企業等の包括契約特約付海外旅行保険—

本パンフレットには「別冊」が付いています。お申込みの際には必ずあわせてご確認ください。

1. 外国出張者向け海外旅行保険の特徴

●外国出張者の皆さま専用の保険です。

①簡単な加入手続き

メールを送るだけの簡単申し込み手続きです。

海上保安協会のHPから「外国出張者向け海外旅行保険」を検索ください。お申込みのメールフォームをご用意しております。本パンフレット2ページ目の保険料表から加入プランを選び、必要事項を全て入力してメールをお送りください。

お申込みスケジュールは、海上保安協会HPにて案内していますのでご確認ください。

なお、すでに日本国外にいる場合や出張期間が開始している場合にはご加入いただけません。

保険料は出張出発月の翌月に、海上保安協会に登録のお口座からお引き落としとなります。なお、出張期間分をまとめて一括でお払込みいただきます。

②魅力的な保険料

海上保安庁の外国出張者のみが加入できる保険制度となっており、包括割引の適用された魅力的な保険料水準(*)です。

(*)三井住友海上の海外旅行保険(保険期間1か月)との比較。保険の種類や保険期間等によっては保険料や補償内容は異なります。

●キャッシュレスで治療を受けられます。

現地の提携病院で現金のお支払いなしに治療を受けることができます。(キャッシュレスメディカルサービス)

※重病、重傷により現地病院での処置が必要となった際、事前に現地病院に対して医療費の支払保証を行わないと診療を拒否されるケースがありますが、提携病院等であれば安心です。

(一部適用除外地域もあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。)

●治療費が1回の事故または1つの疾病につき、以下の費用等を含め、治療・救援費用保険金額を限度として実費補償されます。

<例> ①治療のための通訳雇入費

②国際電話料等通信費(限度額あり)

③救急措置として病院・診療所に移送するための緊急移送費

④病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことにより、他の病院・診療所へ移転するための費用

●ご家族の皆さまが負担された費用をお支払いします。

被保険者(救援対象者)が死亡した場合や3日以上入院した場合など、ご家族の皆さまが現地に赴くために支出した交通費、宿泊費等の費用につき、治療・救援費用保険金額を限度に補償します。



ケガをしたとき



病気をしたとき



飛行機の遭難や3日以上入院
でご家族が現地に赴くとき

保険料表

保険料を抑えたい方

標準的な補償が欲しい方

充実の補償が欲しい方

賠償補償が欲しい方

保険金額	補償項目	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
	傷害死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	治療・救済費用	3,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
	携行品損害	-	-	30万円	30万円
	賠償責任	-	-	-	1億円
出張期間ごとの保険料	出張日数	保険料(一括払)			
	2日まで	2,010	2,060	2,570	2,620
	3日まで	2,480	2,550	3,200	3,250
	4日まで	2,890	2,970	3,760	3,810
	5日まで	3,290	3,390	4,410	4,460
	6日まで	3,720	3,830	5,040	5,100
	7日まで	4,120	4,240	5,600	5,660
	8日まで	4,500	4,640	6,130	6,190
	9日まで	4,850	5,000	6,620	6,680
	10日まで	5,200	5,360	7,100	7,160
	11日まで	5,490	5,670	7,540	7,600
	12日まで	5,800	5,990	7,990	8,050
	13日まで	6,230	6,430	8,560	8,630
	14日まで	6,560	6,770	9,010	9,080
	15日まで	6,850	7,070	9,420	9,490
	17日まで	7,270	7,500	10,020	10,090
	19日まで	7,920	8,180	10,930	11,010
	21日まで	8,530	8,810	11,810	11,890
	23日まで	8,790	9,080	12,330	12,420
	25日まで	9,080	9,380	12,890	12,980
	27日まで	9,360	9,670	13,430	13,530
	29日まで	9,560	9,870	13,890	13,990
	31日まで	10,180	10,510	14,750	14,850
	34日まで	11,130	11,500	15,760	15,870
	39日まで	13,550	14,000	18,290	18,420
	46日まで	17,080	17,650	22,000	22,150
	53日まで	21,140	21,860	26,350	26,520
	2か月まで	25,960	26,840	31,610	31,810
	3か月まで	37,230	38,500	44,040	44,310
	4か月まで	54,920	56,800	63,560	63,930
	5か月まで	72,450	74,940	82,870	83,350
	6か月まで	89,500	92,570	101,700	102,280
7か月まで	107,580	111,280	121,670	122,350	
8か月まで	124,770	129,070	140,720	141,510	
9か月まで	142,760	147,680	160,600	161,490	
10か月まで	162,150	167,730	182,000	182,990	
11か月まで	179,150	185,320	200,740	201,840	
1年まで	199,930	206,830	223,440	224,640	

※さらなる補償をお考えの方、旅行先で自動車を運転する予定のある方、船に医療従事者が同乗予定である方等については、別途プランをご用意しておりますので、代理店・扱者にご相談ください。

2. マリアス団体傷害保険等と外国出張者向け海外旅行保険の商品比較

項目		マリアス団体傷害保険(※1)	海外出張者向け海外旅行保険
加入に関する事項	加入できる方	海上保安庁の全職員およびその家族	海上保安庁の全職員のうち、職務により海外出張・駐在される方
補償内容に関する事項	公務内・外の補償	公務内・外ともに補償	公務内・外ともに補償(外国出張期間中)
	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他類似の事変(*)を原因としたケガによる死亡・後遺障害・手術・入通院	なし (戦争等とみなされないテロ行為は原則補償対象)	なし (戦争等とみなされないテロ行為は原則補償対象)
	上記(*)以外のケガによる死亡・後遺障害・手術・入通院(※2)	定額補償 (他の保険とは無関係にお支払い)	<ケガによる死亡・後遺障害> 定額補償 (他の保険とは無関係にお支払い) <ケガによる手術・入通院> 実費補償 (補償内容が同様の保険契約が他にある場合で、他の保険契約から保険金が支払われたときは、実費から他の保険契約から支払われた保険金を差し引いた残額をお支払い)
	疾病による死亡	なし	定額補償 (他の保険とは無関係にお支払い)
	疾病による手術・入通院	マリアス疾病医療上乘せ保険にご加入の場合は 定額補償 (他の保険とは無関係にお支払い)	実費補償 (補償内容が同様の保険契約が他にある場合で、他の保険契約から保険金が支払われたときは、実費から他の保険契約から支払われた保険金を差し引いた残額をお支払い)
	救援費用(※3)	なし	実費補償 (補償内容が同様の保険契約が他にある場合で、他の保険契約から保険金が支払われたときは、実費から他の保険契約から支払われた保険金を差し引いた残額をお支払い)
	キャッシュレスメディカルサービス	なし	あり
	感染症	マリアス疾病医療上乘せ保険にご加入の場合は 定額補償 (他の保険とは無関係にお支払い)	所定の感染症のみ支払対象
	放射能汚染	なし	なし
個人賠償責任	あり	あり(Dプランのみ)	
保険料の払込み		毎年12月から毎月口座振替(月払)	出張出発日の翌月に口座振替(申込期間分を一括払)
保険期間		毎年1月1日から1年間(自動更新)	出張期間中(出張のために住居を出発した時から、住居に帰った時まで) (*)特約期間 2026年5月1日~2027年4月30日に出発される方が対象

※1 2026年1月1日午後4時~2027年1月1日午後4時の保険期間の補償内容を記載しています。

※2 上記(*)以外にも保険金をお支払いできない場合がございますので、「4. 外国出張者向け海外旅行保険の補償内容」をご覧ください。

※3 ご家族の皆さまが、現地に赴くために支出した費用(交通費・宿泊費等)につき、治療・救援費用保険金額を限度に補償します。

3. 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の●を付した書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。

(注1) 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

(注2) 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類		補償の種類			
		ケガに関する補償	病気に 関する 補償	相手への賠償	その他の補償(*)
(1)	引受保険会社所定の保険金請求書	●	●	●	●
(2)	引受保険会社が保険金の支払事由の発生有無、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無、損害の程度を確認するために必要な書類	●	●	●	●
(3)	被保険者またはその代理人(親権者、代理請求人、相続人等)の保険金請求であることを確認するための書類	●	●	●	●
(4)	診断書、診療状況申告書、治療等に要した費用の領収書およびその他費用の額を示す書類	●	●	-	-
(5)	公の機関(やむを得ない場合には第三者)等の事故証明書	●	-	-	●
(6)	死亡診断書または死体検案書、戸籍謄本	●	●	-	-
(7)	後遺障害診断書およびその他の後遺障害による損害の内容・程度を示す書類	●	-	-	-
(8)	損害賠償の額、費用の額および損害賠償請求権者等を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物破損(破損財物の使用不能による間接損害を含む)の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払または保険金の支払に関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類				
		-	-	●	-
(9)	その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①出国や入国の日付を確認する書類 ②救済者の代理人を指定することを証明する書類 ③保険の対象の価額を確認する書類	●	●	●	●

(*) 携行品に関する補償などをいいます。

4. 外国出張者向け海外旅行保険の補償内容

<補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意>

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<他の保険契約等がある場合の取扱いについて>

他の保険契約等がある場合、特約によりお支払いする保険金の取扱いが異なります。

特約名の後に(A) (B)がある場合、次のとおりとなります。

お支払いする保険金の額

保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*1）の合計額が、支払限度額（*2）(A)の場合)または損害の額もしくは費用の額（*3）(B)の場合)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*1）

・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額（*2）(A)の場合)、または損害の額もしくは費用の額（*3）(B)の場合)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*1）を限度とします。

（*1）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（*2）この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額を支払限度額とします。

（*3）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

・(A)の場合、この費用を補償する他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

<補償内容>

- 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- 戦争等の事変による損害等のうち、テロ行為によって被った損害等に関しては、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金のお支払いの対象となります。
- 保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行うことにより、引受保険会社が次の制裁、禁止、規制または制限を受けるおそれがある場合は、いかなる場合も、保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行いません。
 - ① 国際連合の決議に基づく制裁、禁止、規制または制限
 - ② 欧州連合、日本国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国またはアメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁、禁止、規制または制限
 - ③ 上記①または②以外の制裁、禁止、規制または制限
- 海外旅行とは、保険証券等に記載した海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
- 責任期間とは、保険期間中かつ海外旅行中をいいます。
- 海外渡航期間とは、旅行行程開始後、帰国対象者が最初の出国手続きを完了した時から、海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続きを完了した時まで（一時帰国している期間を含みません。）をいいます。ただし、その出国からその入国までの期間が、3か月間以上の場合に限りです。
- 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害	傷害死亡保険金 ★傷害死亡保険金支払特約	海外旅行中のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額 ※保険金をお支払いする原因となったケガにより傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。 ※別記の「危険な運動等」を行っている間のケガについては、あらかじめ所定の割増保険料の払込みがないと、保険金が削減される場合があります。	次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 傷害死亡保険金 ★傷害死亡保険金支払特約			前ページからのつづき ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療(注1)以外の外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑧核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑨上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染 ⑩乗用車を用いて競技等をしている間 ⑪旅行開始前または終了後に被ったケガ など
傷害 傷害後遺障害保険金 ★傷害後遺障害保険金支払特約	海外旅行中のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	$\text{傷害後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ ※保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額が限度となります。 ※別記の「危険な運動等」を行っている間のケガについては、あらかじめ所定の割増保険料の払込みがないと、保険金が削減される場合があります。	①「傷害死亡保険金」と同じ ②むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) など
疾病 疾病死亡保険金 ★疾病死亡保険金支払(感染症範囲変更型)特約	次のいずれかに該当した場合 ①責任期間中に病気により死亡した場合 ②責任期間中に発病した病気または責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り)により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 ③責任期間中に感染した感染症(注3)によって、責任期間が終了してからその日を含めて30日以内に死亡した場合 ※上記②については、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療(注1)を開始し、かつ、その後も引き続き治療(注1)を受けていた場合に限り。	疾病死亡保険金額の全額 ※山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます)を行っている間に発病した高山病については、あらかじめ所定の割増保険料の払込みがないと、保険金が削減される場合があります。	次のいずれかによる病気については保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥被保険者が被ったケガに起因する病気 ⑦妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ⑧歯科疾病 など
治療・救援費用保険金 <u>補償重複</u> ★治療・救援費用補償(感染症範囲変更型)特約 <u>(B)</u>	●傷害治療費用部分 責任期間中のケガのため、治療(注1)を受け、被保険者が治療費用を負担した場合	治療費用の額 被保険者が負担した次の費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。ただし、ケガのときは事故の発生日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り(下記④および⑤を除きます)。 ①医師、病院に支払った診察・入院関係費用(緊急移送費、移転費、医師の指示により静養する場合の宿泊施設の客室料(*)を含みます) ②治療(注1)のために必要な通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) 次ページへつづく	次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。 ●傷害治療費用部分 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態 次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>治療・救援費用保険金 補償重複</p> <p>★治療・救援費用補償(感染症範囲変更型)特約 (B)</p>	<p>●疾病治療費用部分 次のいずれかに該当し、被保険者が治療費用を負担した場合</p> <p>①責任期間中に発病した病気または責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限りませ)のため、責任期間終了後72時間以内に治療(注1)を開始した場合</p> <p>②責任期間中に感染した感染症(注3)により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に治療(注1)を開始した場合</p> <p>●救援費用部分 次のいずれかに該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が搜索救助費用などを負担した場合</p> <p>①責任期間中のケガまたは自殺行為のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>②責任期間中に被ったケガの治療(注1)のため、3日以上続けて入院した場合</p> <p>③責任期間中に病気、妊娠、出産、早産または流産により死亡した場合</p> <p>④責任期間中に発病した病気のため、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責次ページへつづく</p>	<p>前ページからのつづき</p> <p>④入院のため必要となった次の費用。ただし、1回のケガ、病気につき20万円が限度となります。</p> <p>ア. 国際電話料等通信費 イ. 身の回り品購入費(5万円が限度となります)</p> <p>⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(*)</p> <p>⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用</p> <p>⑦法令により公の機関より消毒を命じられた消毒費用</p> <p>(*)払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。</p> <p>※カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)に関する治療費用は対象外となります。</p> <p>※1回のケガ、病気につき、治療・救援費用保険金額が限度となります。</p> <p>※別記の「危険な運動等」を行っている間のケガや山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます)を行っている間に発病した高山病については、あらかじめ所定の割増保険料の払込みがないと、保険金が削減される場合があります。</p> <p>●救援費用部分</p> <p>救援費用の額</p> <p>保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。</p> <p>①搜索救助費用</p> <p>②現地へ赴く交通費(救援者3名分・1往復分限度)</p> <p>③宿泊料(救援者3名分・1名につき14日分限度)</p> <p>④救援者の渡航手続費ならびに救援者または被保険者が現地で支出した交通費、身の回り品購入費、国際電話料等通信費。ただし、合計で20万円が限度となります。</p> <p>⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。</p> <p>次ページへつづく</p>	<p>前ページからのつづき</p> <p>態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>④引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療(注1)以外の外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変</p> <p>⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2)</p> <p>⑨乗用具を用いて競技等をしている間</p> <p>⑩旅行開始前、終了後に被ったケガなど</p> <p>●疾病治療費用部分</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変</p> <p>⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2)</p> <p>⑧妊娠、出産、早産または流産に起因する病気</p> <p>⑨歯科疾病</p> <p>⑩旅行開始前に発病した病気(既往症)</p> <p>など</p> <p>●救援費用部分</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失(*)</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為(*)または犯罪行為</p> <p>③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>次ページへつづく</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
治療・救済費用保険金 補償重複 ★治療・救済費用補償(感染症範囲変更型)特約 (B)	前ページからのつづき 任期間中に治療(注1)を開始し、かつ、その後も引き続き治療(注1)を受けていた場合に限ります。 ⑤責任期間中に発病した病気の治療(注1)のため、3日以上続けて入院した場合。ただし、責任期間中に治療(注1)を開始していた場合に限ります。 ⑥責任期間中に被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます)中に遭難した場合 ⑦責任期間中の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合	前ページからのつづき 額、傷害・疾病治療費用部分でお支払いする金額は差し引きます) ⑥遺体処理費用。ただし、100万円が限度となります。 ※1回のケガ、病気、事故につき、治療・救済費用保険金額が限度となります。 ※別記の「危険な運動等」を行っている間のケガ、病気、事故については、あらかじめ所定の割増保険料の払込みがないと、保険金が削減される場合があります。	前ページからのつづき ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) ⑧旅行開始前、終了後に被ったケガまたは旅行開始前に発病した病気(既往症)による入院 ⑨妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病による入院 など (*)自殺行為により死亡した場合には保険金をお支払いしません。
賠償責任危険保険金 補償重複 ★賠償責任危険補償特約 (B)	被保険者が、海外旅行中に偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊(紛失および盗難を含みます)について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ※他人の財物には、次のものを含みます。 ア. レンタル業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品 イ. 宿泊施設の客室および客室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます) ウ. 被保険者が滞在する居住施設内の部屋および部屋内の動産(ただし、建物やマンションの戸室全体を賃借している場合を含みません) ※被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者またはその他の法定監督義務者を被保険者とします。ただし、保険金のお支払対象となる損害は、その責任無能力者の海外旅行中の行為により他人に加えた身体の障害または財物の損壊について、親権者またはその他の法定監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額(*) (0円) (*)支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※1事故につき、賠償責任危険保険金額が限度となります。 ※上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記算式により計算した額が賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記算式により計算した額に対する賠償責任危険保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。 ※被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ③核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ④上記③以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②航空機、船舶(原動力が専ら人力であるもの、ヨット、水上オートバイを含みません)、車両(原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルを含みません)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③他人から借りたり預かった財物のうち「保険金をお支払いする場合」の他人の財物に該当しない財物の損壊に起因する損害賠償責任 ④親族に対する損害賠償責任 など
携行品損害保険金 補償重複 ★携行品損害補償特約 (B)	海外旅行中に偶然な事故により、被保険者の携行品(被保険者が携行している身の回り品で被保険者所有の物および海外旅行開始前に他人から無償で借りた物)に損害が発生した場合 <補償対象とならない携行品> ①通貨、小切手、株券、手形、 次ページへつづく	損害の額-免責金額(*) (0円) (*)支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害 次ページへつづく	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付 次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>携行品損害保険金</p> <p>補償重複</p> <p>★携行品損害補償特約(B)</p>	<p>前ページからのつづき</p> <p>定期券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります。</p> <p>②預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証その他これらに類する物。ただし、自動車または原動機付自転車の運転免許証やパスポートについては補償対象となります。</p> <p>③稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿、その他これらに類する物</p> <p>④船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品</p> <p>⑤被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具やサーフィン等を行うための用具</p> <p>⑥義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物</p> <p>⑦動物および植物</p> <p>⑧商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器</p> <p>⑨データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物</p> <p>など</p>	<p>前ページからのつづき</p> <p>保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難および航空会社等寄託手荷物不着等による損害については、30万円を保険期間中の限度とします(企業等の包括契約特約がセットされている場合は、取扱いが異なる場合があります)。</p> <p>※損害の額は、修理費用または保険価額(注4)を基準に決定します。なお、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に発給申請を行う最寄りの在外公館所在地での再取得費用(交通費、宿泊費を含みます)を損害の額とします。</p> <p>※損害の額には損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含み、保険価額(注4)が限度となります。</p> <p>※上記の損害の額は、1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)が限度となります。</p> <p>※携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。</p>	<p>前ページからのつづき</p> <p>自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変</p> <p>④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑥差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置、空港等の安全確認検査での手荷物の錠の破壊を含みません。</p> <p>⑦保険の対象の欠陥</p> <p>⑧保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑨保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって保険の対象ごとにその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの</p> <p>⑩偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。</p> <p>⑪保険の対象である液体の流出。ただし、他の保険の対象に発生した損害を含みません。</p> <p>⑫保険の対象の置き忘れ・紛失</p> <p>など</p> <p>※保険の対象とは、補償の対象となる携行品をいいます。</p>
<p>家族総合賠償責任危険保険金</p> <p>補償重複</p> <p>★家族総合賠償責任危険補償特約(B)※</p> <p>※他の保険契約等には、現地の自動車保険を含みません。</p>	<p>被保険者が、責任期間中の日常生活に起因する事故、住宅(*1)の所有・使用もしくは管理に起因する事故(*2)によって、他人の身体の障害または他人の財物の損壊(紛失および盗難を含みます)について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>※他人の財物には、次のものを含みます。</p> <p>ア. レンタル業者より保険契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用動産</p> <p>イ. 宿泊施設の客室および客室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます)</p> <p>ウ. 火災、爆発、破裂により被保険者が滞在する住宅に与えた損害</p> <p>エ. 被保険者が滞在する住宅内で一時的に管理する他人の財物</p> <p>次ページへつづく</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額(*) (0円)</p> <p>(*)支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※1事故につき、家族総合賠償責任危険保険金額が限度となります。ただし、住宅内で一時的に管理する他人の財物に与えた損害については、10万円が限度となります。</p> <p>※自動車事故については、「下表の金額」または「現地の自動車保険で支払われる金額」のいずれか高い額を超えた部分の法律上の損害賠償責任の額および費用の合計額が、お支払対象となります。</p> <p>次ページへつづく</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変</p> <p>③核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>④上記③以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>②船舶(*)、航空機または職務のために使用する動産・不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③他人から借りたり預かった財物のうち「保険金をお支払いする場合」の他人の財物に該当しない財物の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>④被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>次ページへつづく</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合								
<p>家族総合賠償責任危険保険金 補償重複 ★家族総合賠償責任危険補償特約(B)※</p> <p>※他の保険契約等には、現地の自動車保険を含みません。</p>	<p>前ページからのつづき</p> <p>(*)住宅とは、保険証券に記載された地域における被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(*)自動車の所有・使用・管理に起因する事故については、保険証券に記載された地域における事故に限ります。</p> <p>※自動車事故については、法律上の賠償責任の額が「現地自動車保険の支払額」かつ「お支払いする保険金の額の自己負担額」を超過する場合のみ、お支払対象になります。</p> <p>※この特約では家族全員が被保険者となります。なお、「家族」とは、保険証券の「被保険者」欄に記載された方(本人)のほか、日本国外に居住する、次に掲げる方をいいます(責任無能力者を含みません)。</p> <p>ア. 本人の配偶者</p> <p>イ. 本人またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)</p> <p>ウ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子</p>	<p>前ページからのつづき</p> <table border="1" data-bbox="767 170 1123 786"> <thead> <tr> <th>事故発生地</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アメリカ(本土のほかハワイ、アラスカ、グアム、サイパン、プエルトリコ等の属領、信託統治領を含みます)・カナダ</td> <td>US\$250,000</td> </tr> <tr> <td>ヨーロッパ(除くロシア、東欧圏)、オーストラリア、ニュージーランド(いずれも属領、信託統治領を含みます)</td> <td>US\$100,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域</td> <td>US\$30,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記算式により計算した額が家族総合賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記算式により計算した額に対する家族総合賠償責任危険保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。</p> <p>※被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p>	事故発生地	自己負担額	アメリカ(本土のほかハワイ、アラスカ、グアム、サイパン、プエルトリコ等の属領、信託統治領を含みます)・カナダ	US\$250,000	ヨーロッパ(除くロシア、東欧圏)、オーストラリア、ニュージーランド(いずれも属領、信託統治領を含みます)	US\$100,000	上記以外の地域	US\$30,000	<p>前ページからのつづき</p> <p>⑤被保険者の自動車または車両により、競技等または試運転をしている間の損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>(*)原動力が50馬力未満のものおよび艇長が7.9m未満の帆走船を含みません</p>
事故発生地	自己負担額										
アメリカ(本土のほかハワイ、アラスカ、グアム、サイパン、プエルトリコ等の属領、信託統治領を含みます)・カナダ	US\$250,000										
ヨーロッパ(除くロシア、東欧圏)、オーストラリア、ニュージーランド(いずれも属領、信託統治領を含みます)	US\$100,000										
上記以外の地域	US\$30,000										
<p>被害者治療費用保険金 補償重複 ★被害者治療費用補償特約(B)</p>	<p>保険期間中に発生した次の①～④のいずれかに対し、被保険者がその治療費用を負担した場合</p> <p>①住宅(*)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故によって他人が被ったケガまたは病気</p> <p>②被保険者の日常生活における偶然な事故によって他人が被ったケガまたは病気</p> <p>③被保険者の許可を得て住宅(*)内にいる他人が、偶然な事故によって被ったケガまたは病気</p> <p>④住宅(*)に隣接する道路上にいる他人が、偶然な事故によって被ったケガまたは病気(被害者自身の行為によるものを含みません)</p> <p>(*)住宅とは、保険証券記載の地域における被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>※この特約では家族全員が被保険者となります。なお、「家族」とは、保険証券の「被保険者」欄に記載された方(本人)のほか、日本国外に居住する、次に掲げる方をいいます(責任無能力者を含みません)</p> <p>次ページへつづく</p>	<p><u>治療費用の額</u></p> <p>被保険者が実際に負担した被害者の治療費用(医師、病院に支払った診察費、入院費など)のうち社会通念上妥当な金額をいいます。ただし、事故の日から1年以内に要した費用に限ります。</p> <p>※被害者1名について、保険証券に記載された被害者治療費用保険金額が限度となります。</p>	<p>次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による他人のケガまたは病気</p> <p>②被保険者の職務遂行に直接起因する他人のケガまたは病気</p> <p>③被保険者と同居する親族のケガまたは病気</p> <p>④被保険者の所有、使用または管理する自動車または車両(遊戯用乗用具、ゴルフ場内のゴルフカートおよびレジャーを目的として使用中のスキーモービルを含みません)による他人のケガまたは病気</p> <p>⑤船舶(*), 航空機または職務のために使用する動産・不動産の所有、使用または管理による他人のケガまたは病気</p> <p>⑥被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被ったケガまたは病気。ただし、家事使用人については病気に限ります。</p> <p>など</p> <p>(*)原動力が50馬力未満のものおよび艇長が7.9m未満の帆走船を含みません。</p>								

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	前ページからのつづき ん)。 ア. 本人の配偶者 イ. 本人またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます) ウ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子		

(注1)治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注2)医学的他覚所見のないものとは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注3)感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症および指定感染症(*)をいいます。

(*)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。

(注4)保険価額とは、再調達価額(*1)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(*2)を差し引いた額をいいます(*3)。

(*1)損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

(*2)保険の対象が現に使用されている場合で十分な維持・保守管理がされているときは、再取得するのに必要な金額の50%を限度とし、使用されていない場合や十分な維持・保守管理がされていない場合は、再取得するのに必要な金額の90%を限度とします。

(*3)保険の対象が貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(こつとう)、彫刻物等美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

<危険な運動等>

①山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます)

②リュージュ

③ボブスレー

④スケルトン

⑤航空機(グライダーおよび飛行船を含みません)操縦(職務として操縦する場合を含みません)

⑥スカイダイビング

⑦ハンググライダー搭乗

⑧超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機を含みません)搭乗

⑨ジャイロプレーン搭乗

⑩その他上記①から⑨までに類する危険な運動

●「一時帰国中補償特約」は、すべてのご契約に自動セットされます。

ただし、旅行先に「日本」を含む場合を除きます。

一時帰国中補償特約	<p>保険期間の途中で、被保険者が一時的に帰国する場合には、帰国当日および次に掲げる期間も旅行行程中とみなしてこの保険契約にもとづく保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救済費用保険金、疾病死亡保険金、賠償責任危険保険金に限りません。)をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して30日間 ●被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する非居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して90日間
-----------	---

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡等>

保険金をお支払いする場合に該当したときは、三井住友海上ライン、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、事故が起こった日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)
- (*1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (*2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<代理請求人について>

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

- 保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。
ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<契約内容登録制度について>

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。

- ①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

・契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の中で、登録または交換を実施することがあります。

・再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、引受保険会社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

●このパンフレットは外国出張者向け海外旅行保険の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款および特約および海外旅行保険企業包括契約特約書をご覧ください。また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2. 申込フォームへの記載・入力 of 漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、申込フォームに正しくご入力いただきますようお願い申し上げます。

記載・入力 of 漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは入力をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- 申込フォームの「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご入力いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご入力ください。

*ご入力いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。

- 申込フォームの「職業・職務」欄は正しくご入力いただいていますか？
- 申込フォームの「他の保険契約等」欄は正しくご入力されていますか？
- 申込フォームの「出張先（国名）」欄は正しくご入力されていますか？

*ご加入いただく保険商品の申込フォームによっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

【代理店・扱者】
有限会社海交会
〒104-0033
東京都中央区新川1丁目26-9
新川イワデビル7階
TEL: (03) 3297-7582

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部営業第二課
〒101-8011
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL: (03) 6877-5205